

歯科麻酔専門医制度施行細則

第1条 歯科麻酔専門医制度規則（以下「専門医制度規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。

第2条 専門医制度規則第5条第4項に定める歯科麻酔科研修は、歯科麻酔学指導施設での週3日以上の研修が必要である。研修施設または準研修施設における研修は補完的に位置づけられ、指導施設での研修を経た後に限り行うことができる。通算研修期間のうち最初の1年間は、必ず歯科麻酔学指導施設において研修を行わなければならない。なお、研修施設または準研修施設における研修については、歯科麻酔学指導施設の歯科麻酔指導医が発行する派遣証明書を提出しなければならない。

第3条 専門医制度規則第5条5項にある歯科麻酔学指導施設の所属長は、歯科麻酔科等の主任で、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）が認めた歯科麻酔指導医とする。

第4条 専門医制度規則第5条6項の“大学病院等の歯科麻酔科に専従するもの”とは歯科麻酔学指導施設として認められた歯科麻酔科等の診療科あるいは講座で、歯科麻酔科業務に専従するものとする。

第5条 専門医制度規則第5条7項に定められた“ふさわしい業績”とは、下記のものとする。

- 1 学会学術集会および関連学会の学術集会への出席単位が、別表に定めるところにより算出した単位数で20単位以上でなければならない。
但し、20単位中、10単位は学会学術集会への参加によるものでなければならない。
- 2 学会学術集会もしくは関連学会の学術集会での発表または学会機関誌（日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、またはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicine）もしくは関連学術誌等での論文発表（解説・記事等は除く、共著でも可）による単位が、別表に定めるところにより算出した単位数で30単位以上でなければならない。
発表業績30単位の内、10単位は筆頭者として、学会の学術集会での発表または学会機関誌での論文発表である必要がある。
- 3 学会の定める救急蘇生講習会を受講していることとし、救急蘇生講習会の受講修了証（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。
- 4 一般社団法人日本歯科専門医機構の定める共通研修を受講し、審査委員会による書類審査、筆記試験、および口頭試問に合格しなければならない。取得単位については付則第2条に記載の単位を満たさなければならない。
- 5 学会における活動、地域歯科医療における歯科麻酔学の普及や指導などの社会活動は評価される。

第6条 専門医制度規則第6条4項に定められている麻醉研修証明書は歯科麻酔指導医が発行し、研修内容証明書は歯科麻酔指導医または研修施設もしくは準研修施設における指導者が発行するものとする。なお、ここでいう研修とは歯科麻酔科研修に週3日以上携わっていることをいう。

第7条 専門医制度規則第6条5項に定められている歯科麻酔専門医申請許可書は、歯科麻酔指導医である所属長が発行したものとする。

第8条 専門医制度規則第6条8項に定められている全身麻酔・全身管理症例、疼痛治療症例の提出の際は、提出症例内訳書ならびに症例報告書を提出するものとする。これらの症例はすべて審査委員会の要請に応じて管理記録が提出され得るものであり、また疼痛治療症例にあっては症例供覧し得る記録を有するものとする。

- 1 全身麻酔・全身管理症例報告書とは、専門医制度規則第6条8項の症例一覧の中から、周術期管理が困難であった症例を5症例提出するものとする。
- 2 疼痛治療症例報告書とは、専門医制度規則第5条8項での症例全て提出するものとする。

第9条 専門医制度規則第7条の口頭試問とは、提出症例による試問を含むものとする。

第10条 更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかる単位数に関する証明書を学会専門医審査委員会（以下「審査委員会」という）に提出しなければならない。

- 1 学会別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかる単位数が61単位以上であることの証明書を審査委員会に提出しなければならない。他学会学術大会においては出席証明書（複写可）、他学会学術誌への発表においては別刷（複写可）が必要である。
- 2 一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める共通研修の単位が、別表に定めるところにより算出した単位数で付則に記載の単位を満たさなければならない。
但し、連続して3回以上資格更新を行った専門医は、臨床実績の提出を免除する。
臨床実績の提出免除を希望する場合は、臨床・指導・教育実績証明書を提出しなければならない。
- 3 学会における活動、地域歯科医療における歯科麻酔学の普及や指導などの社会活動があれば、申請書類に記載すること。

第11条 特定の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）のために完全に活動・自己学習ができず、休止の申請があった場合、審査委員会、理事会、および専門医機構の承認が得られれば、専門医活動の休止が認められる。休止期間中は歯科専門医資格を休止という形で保有できるが、活動は停止することとし、同期間中は歯科麻酔専門医と称することができない。休止期間中の診療実績、歯科専門医共通研修、歯科麻酔科領域講習の単位は認められない。初回の申請で最長2年までの休止が認められ、歯科麻酔専門医制度規則第15条に定める専門医の資格の延長が認められる。但し、1年ごとの申請を延長することも可能とする。途中月単位での切り上げは当面認められず、計画的な申請が必要であり、休止の延長を希望する場合は延長申請を1年ごとに行う必要がある。休止期間は原則5年を上限とする。休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要がある。休止期間明けの更新後は5年ごとに次の更新をすることになる。特定の理由については以下の場合である。

- (1) 国内外の研究留学：日本での所属施設長（歯科麻酔学指導施設所属の場合は歯科麻酔指導医）の証明書または留学先責任者の証明書。
 - (2) 病気療養：医師の診断書
 - (3) 妊娠：医師の診断書
 - (4) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか 1 つ
 - (5) 介護：医師の診断書
 - (6) 災害被災・事故：証明できるもの
 - (7) 管理職就任：人事異動通知書等
 - (8) 公的機関への出向：人事異動通知書等
- *公的機関の例：
- ・国立研究機関（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）、日本医療研究開発機構（AMED）、国立感染症研究所等）
 - ・行政機関
 - ・国連、国際機関等
 - ・教育機関（医療、福祉、保健、教育）、福祉療育施設
- (9) その他：理由書およびそれを証明できるもの
- 2 休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後 5 年で更新基準を満たす必要がある。休止期間明けの更新後は 5 年ごとに次の更新をすることになる。復帰後の資格更新時に必要な単位については別途定める。
- 3 更新猶予申請書を提出し、審査委員会、理事会、および専門医機構の承認が得られれば、1 年間の更新猶予が認められる。但し、別に定める要件を満たす必要がある。また、公的機関での専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明及び更新猶予申請書を提出し、審査委員会、理事会、および専門医機構の承認が得られれば、更新猶予が認められる。この場合も、更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請をしなければならない。猶予期間についてはその都度決定する。
- 4 特定の理由以外の何らかの理由により規定更新単位を満たせなかつた場合、更新期限を過ぎる前に更新猶予申請書を提出し、審査委員会、理事会、および専門医機構の承認が得られれば、失効後 1 年以内（状況によって延長也可）に更新基準をみたすことで、歯科麻酔専門医資格の復活が認められる（失効後復活までの期間は歯科専門医ではない）。また、過去に学会あるいは歯科麻酔専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが審査委員会、理事会、および専門医機構の承認が得られれば、5 年後に更新基準を満たすことにより資格の回復が認められる。

第 12 条 本細則 11 条の場合を除き、専門医資格の認定期間は 5 年間であり、毎年 4 月 1 日から 5 年目の 3 月 31 日までとする。

第 13 条 歯科麻酔専門医制度規則第 15 条に定める専門医の資格の喪失および停止は、以下の項目に該当する場合とする。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 認定医の資格を喪失したとき。

- (3) 資格が更新されなかったとき。
- (4) その他、理事会が、専門医として不適当と認めたとき。

第14条 学会定款第15条により会員資格の復活が認められた場合、もしくは認定医資格の復活が認められた場合は、専門医資格の更新期限を迎えていない場合に限り、審査委員会の答申により、理事会の議を経て、専門医機構の承認を得て、専門医の資格の復活もしくは停止を解除させることができる。

第15条 審査申請料 20,000円、登録料 20,000円および更新審査料 10,000円とする。
新規申請および更新申請の上、審査に合格したものは専門医機構認定料として別に 11,000円を収めるものとする。

第16条 本細則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の承認を必要とする。但し、専門医機構の承認が必要な内容の変更については、理事会での承認後、専門医機構の承認を必要とする。

付則

- 1 本細則第5条3項に定める学会の定める救急蘇生講習会とは下記の要件を全て満たすものとする。
 - 1) 歯科医師免許取得後に受講したものを対象とする
 - 2) 救急蘇生講習会とは AHA 認定 ACLS コースを指す。
 - 3) 救急蘇生講習会受講修了証とは、上記コースが発行したものとする。
 - 4) 救急蘇生講習会の受講修了証（複写）とは、AHA 認定 ACLS プロバイダーカード（複写）とする。
- 2 本細則第5条4項および第10条における一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める歯科専門医共通研修の必要単位は、下記の一般社団法人日本歯科専門医機構の定める歯科専門医共通研修別表に従う。
- 3 本細則第12条にかかわらず、2025年、2026年、2027年、2028年、2029年に新規取得または更新した専門医資格は、それぞれ 2025年7月1日から 2030年3月31日、2026年7月1日から 2031年3月31日、2027年7月1日から 2032年3月31日、2028年7月1日から 2033年3月31日、2029年7月1日から 2034年3月31日までとする。
- 4 歯科麻酔専門医制度施行細則別表については 2025年8月3日より適用する。

一般社団法人 日本歯科専門医機構 歯科専門医共通研修 単位別表

項目	種別	単位		
研修項目	医療倫理	1単位	/1講演 (1時間以上)	最小 10単位 (年間2単位以上)
	医療安全			
	院内感染対策			
	患者・医療者関係の構築			
	医療関連法規・医療経済			
廃止項目	地域医療・地域包括ケアシステム			
	隣接医学・医療			

* 「医療倫理」、「医療安全」、「院内感染対策」、「患者・医療者関係の構築」、「医療関連法規・医療経済」について各々1単位を含む必要がある。令和3年度までに実施された「地域医療・地域包括ケアシステム」および「隣接医学・医療」は有効となる。

「医療倫理」「患者・医療者関係の構築」「医療関連法規・医療経済」(合計3単位)については、本機構主催の共通研修の受講が必要である。

歯科麻酔専門医制度施行細則別表

区分		種別		単位	
参加実績	学術集会 参加	日本歯科麻酔学会	10単位	/1回	
		学会認定関連団体	5単位	/1回	
		国際関連学会	IFDAS、FADAS、IADR	10単位	
			ASA、IARS、ESA	5単位	/1回
			その他、麻醉関連の国際学会	5単位	
		関連学会 (医科麻酔)	日本麻醉科学会・日本臨床麻酔学会	5単位	
			日本ペインクリニック学会	5単位	/1回
			その他、医科領域の麻醉関連学会	3単位	
		関連学会 (歯科)	日本口腔外科学会・日本口腔科学会		
			日本障害者歯科学会		
			日本老年歯科医学会		
		日本有病者歯科医療学会、その他関連学会		2単位	/1回
学術業績	学会発表	日本歯科麻酔学会	一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同	5単位	/1演題
			教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同	5単位	/1講演
		学会認定関連団体 (麻醉に関連する内容)	一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同	3単位	/1演題
			教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同	3単位	/1講演
		国際関連学会 (麻醉に関連する内容)	一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同	5単位	/1演題
			教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同	5単位	/1講演
		関連学会 (医科麻酔)	一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同	2単位	/1演題
			教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同	2単位	/1講演
		関連学会 (麻醉に関連する内容)	一般演題(口演、ポスター) 筆頭 共同	1単位	/1演題
			教育講演・シンポジウム等 筆頭 共同	1単位	/1講演
		リフレッシャーコース(講演)		5単位	
		旧 認定講習会(講演)		5単位	/1講演
		バイタルサインセミナー(講演)		5単位	
論文発表	論文発表	日本歯科麻酔学会雑誌	総 説・原 著 筆頭 共著	10単位	/1論文
			その他 論文(技術・技法・調査・資料、解説・記事を除く) 筆頭 共著		
		Anesthesia Progress JDAPM 国際関連学術誌 (麻醉に関連する内容)	総 説・原 著 筆頭 共著	10単位	/1論文
			その他 論文(解説・記事を除く) 筆頭 共著		
		関連学術誌 (医科麻酔)	総 説・原 著 筆頭 共著	3単位	/1論文
			その他 論文(解説・記事を除く) 筆頭 共著		
		関連学術誌 (麻醉に関連する内容)	総 説・原 著 筆頭 共著	3単位	/1論文
			その他 論文(解説・記事を除く) 筆頭 共著		
		麻酔関連著書		3単位	/1編

最小30単位
※本学会学術集会参加として20
単位必須

区分	種別			単位					
診療以外の活動実績	救急蘇生講習会	AHA-BLSプロバイダーコース	受講 指導	2単位 2単位	/1コース	0単位 ～上限なし			
		AHA-ACLSプロバイダーコース	受講 指導	2単位 2単位					
	全身管理症例	全身麻酔症例	担当 指導	0.02単位	/1症例	最小5単位 最大10単位			
		静脈内鎮静法症例	担当 指導						
		その他全身管理症例	担当 指導						
		疼痛治療症例	担当 指導						
歯科麻酔科領域講習	リフレッシュコース (旧 認定講習会)			2単位	/1講演 (1時間以上)	最小16単位			
一般社団法人 日本歯科専門医機構 歯科専門医共通研修	医療倫理			1単位	/1講演 (1時間以上)	最小10単位 ※各項目について1単位ずつ必須(年間2単位以上)			
	患者・医療者関係の構築								
	医療安全								
	院内感染対策								
	医療関連法規・医療経済								

*発表者（共同発表者も含む）が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

*歯科関連学会の学術大会への出席単位については、歯科麻酔に関連する内容の演題発表を行っている場合に限り認められる。

*学会認定関連団体とは、下記の7団体のことを目指す。

〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、
〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、
〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム

*学会別表に定める単位と一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める単位については重複も認められる。

*JDAPM (Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine)